

(参考2)

本マニュアルに関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れについて見直しが行われているところであり、本マニュアルの改訂もこれに整合した内容でさらに行うことを通知文に明記する

7月25日版（改定中）

地域防災計画（原子力災害対策編）

作成マニュアル（市町村分：案）

昭和 5 5 年 9 月
（平成元年 1 0 月 一部改訂）
（平成 5 年 3 月 一部改訂）
（平成 1 2 年 6 月 一部改訂）
（平成 2 4 年 9 月 一部改訂【改訂中】）

原子力規制委員会

消 防 庁

地域防災計画（原子力災害対策編）市町村分

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 1. ○○市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 | 1 |
| 2. ○○市（町村）における他の災害対策との関係 | 2 |
| 3. 計画の修正 | 2 |
| 第3節 計画の周知徹底 | 2 |
| 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 | 3 |
| 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 | 3 |
| 第6節 計画の基礎とするべき災害の想定 | 5 |
| 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | 5 |
| 第2章 災害予防対策 | 6 |
| 第1節 基本方針 | 6 |
| 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 | 6 |
| 第3節 立入検査と報告の徴収 | 7 |
| 第4節 原子力防災専門官との連携 | 7 |
| 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 | 7 |
| 1. 情報の収集・連絡体制の整備 | 8 |
| 2. 情報の分析整理 | 9 |
| 3. 通信手段・経路の多様化 | 13 |
| 第6節 災害応急体制の整備 | 14 |
| 1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 | 14 |
| 2. 災害対策本部体制等の整備 | 16 |
| 3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 | 16 |
| 4. 長期化に備えた動員体制の整備 | 17 |
| 5. 防災関係機関相互の連携体制 | 18 |
| 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 | 18 |
| 7. 自衛隊派遣要請体制 | 18 |
| 8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 | 19 |
| 9. 対策拠点施設 | 19 |
| 10. モニタリング体制等 | 19 |
| 11. 専門家の派遣要請手続き | 20 |
| 第7節 避難収容活動体制の整備 | 20 |
| 1. 避難計画の作成 | 20 |
| 2. 避難所等の整備 | 21 |
| 3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備 | 22 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 4. | 住民等の避難状況の確認体制の整備 | 23 |
| 5. | 警戒区域を設定する場合の計画の策定 | 24 |
| 6. | 避難所・避難方法等の周知 | 24 |
| 第8節 | 緊急輸送活動体制の整備 | 24 |
| 1. | 専門家の移送体制の整備 | 24 |
| 2. | 交通管理体制等の整備 | 25 |
| 第9節 | 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備 | 25 |
| 1. | 救助・救急活動用資機材の整備 | 25 |
| 2. | 消火活動用資機材等の整備 | 25 |
| 3. | 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 | 25 |
| 4. | 物資の調達、供給活動 | 26 |
| 第10節 | 住民等への的確な情報伝達体制の整備 | 26 |
| 第11節 | 行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定 | 27 |
| 第12節 | 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 | 28 |
| 第13節 | 防災業務関係者に対する研修 | 29 |
| 第14節 | 防災訓練等の実施 | 30 |
| 1. | 訓練計画の策定 | 30 |
| 2. | 訓練の実施 | 31 |
| 3. | 実践的な訓練の工夫と事後評価 | 31 |
| 第15節 | 原子力施設上空の飛行規制 | 32 |
| 第16節 | 災害復旧への備え | 32 |
| 第3章 | 災害応急対策 | 33 |
| 第1節 | 基本方針 | 33 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | 34 |
| 1. | 特定事象等発生情報等の連絡 | 34 |
| 2. | 応急対策活動情報の連絡 | 36 |
| 3. | 一般回線が使用できない場合の対処 | 37 |
| 4. | 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 | 38 |
| 第3節 | 活動体制の確立 | 38 |
| 1. | 市（町村）の活動体制 | 38 |
| 2. | 原子力災害合同対策協議会への出席等 | 40 |
| 3. | 専門家の派遣要請 | 41 |
| 4. | 応援要請及び職員の派遣要請等 | 41 |
| 5. | 自衛隊の派遣要請等 | 42 |
| 6. | 原子力災害被災者生活支援チームとの連携 | 42 |
| 7. | 防災業務関係者の安全確保 | 42 |
| 第4節 | 屋内退避、避難収容等の防護活動 | 44 |
| 1. | 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 | 44 |
| 2. | 避難場所 | 47 |
| 3. | 災害時要援護者への配慮 | 48 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 4. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 | 49 |
| 5. 飲食物、生活必需品等の供給 | 49 |
| 第5節 飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等 | 50 |
| 第6節 緊急輸送活動 | 50 |
| 1. 緊急輸送活動 | 50 |
| 2. 緊急輸送のための交通確保 | 52 |
| 第7節 救助・救急、消火及び医療活動 | 52 |
| 1. 救助・救急及び消火活動 | 52 |
| 2. 医療措置 | 53 |
| 第8節 住民等への的確な情報伝達活動 | 53 |
| 1. 住民等への情報伝達活動 | 53 |
| 2. 住民等からの問い合わせに対する対応 | 55 |
| 第9節 自発的支援の受入れ | 55 |
| 1. ボランティアの受入れ | 55 |
| 2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ | 56 |
| 第10節 行政機関の退避 | 57 |
| 第4章 災害復旧対策 | 58 |
| 第1節 基本方針 | 58 |
| 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 | 58 |
| 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 58 |
| 第4節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等 | 59 |
| 第5節 各種制限措置の解除 | 59 |
| 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成 | 59 |
| 1. 災害地域住民の記録 | 59 |
| 2. 災害対策措置状況の記録 | 59 |
| 第7節 風評被害等の影響の軽減 | 60 |
| 第8節 被災中小企業等に対する支援 | 60 |
| 第9節 心身の健康相談体制の整備 | 60 |

別紙資料

- 別紙1 防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方のイメージ
- 別紙2 P A Z と U P Z の範囲について
- 別紙3 各原子力施設の種類ごとの E P Z のめやす
- 別紙4 放射性物質又は放射線の放出形態
- 別紙5 屋内退避及び避難等に関する指標

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（総 則）

| 計 画 | 注 | 出典 |
|---|---|----|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市（町村）民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>1. ○○市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、○○市（町村）の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子</p> | <p>この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。</p> <p>各市町村に係る原子力施設等に即して記述すること。</p> | |

| | | |
|---|--|-------------------------|
| <p>力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>市(町村)等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2. ○○市(町村)における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「○○市(町村)地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「○○市(町村)地域防災計画(共通編、○○編)」に拠るものとする。</p> <p>3. 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市(町村)の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市(町村)民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知、徹底させるとともに、必要に応じて細部の活動計画</p> | <p>原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画が、この計画に抵触しないように協議において調整を行うものとする。</p> <p>市町村が整備している他の関連する災害対策の計画編の名称を追記する。</p> <p>この計画の作成手続は、地方防災会議における審議を経て地域防災計画の修正として行われる。</p> | <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p> |
|---|--|-------------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、「原子力災害対策指針」（平成●●年●月●●日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone) ・ 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone) | <p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の考え方については、別紙1を、各原子力施設におけるP A Z、U P Zの目安の距離（半径）は、別紙2を参照されたい。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p1</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p1</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p13</p> |
|--|---|--|

| <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z : Emergency Planning Zone） <p>この考え方を踏まえ、本市（町村）において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="262 798 1016 1067"> <thead> <tr> <th data-bbox="262 798 1016 880">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="262 880 1016 973">○○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 973 1016 1067">○○</td> </tr> </tbody> </table> | 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 | ○○ | ○○ | <p>各原子力施設のE P Zの目安の距離（半径）は、別紙3を参照されたい。</p> <p>地図を添付すること。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力事業者の敷地内に包含される場合は、事故時の放射性物質又は放射線の影響が、敷地外へ及ぶ可能性はほとんどないことから、住民避難に関する項目、ヨウ素剤に関する項目などについては、必ずしも作成しなければならないものではない。また、モニタリングについては、敷地外へ影響が及んでいないことを確認する観点から敷地境界周辺でのモニタリングを行うものとする。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p1、13</p> |
|--|---------------------|----|----|---|----------------------------|
| 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域 | | | | | |
| ○○ | | | | | |
| ○○ | | | | | |

| | | |
|---|--|--|
| | | |
| <p>第6節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>第5節でいうところの原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、〇〇市（町村）地域防災計画（共通編）第〇章〇節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>※ 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・略</p> | <p>放出形態を記述するにあたっては、原子力施設の特性等を把握し、別紙4等を参考に定めるものとする。</p> <p>市町村、県警察本部、消防本部、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務関係機関の連絡窓口、所掌事項を定めること。</p> | |

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（災害予防対策）

| 計 画 | 注 | 出典 |
|---|--|----|
| <p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>所在市（町村）は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。</p> | <p>※関係周辺市（町村）の場合</p> <p>関係周辺市（町村）は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。また、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について当該届出に係る書類の写しを県より受領する。</p> | |

第3節 立入検査と報告の徴収

(1) 所在市(町村)は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査を実施する所在市(町村)の職員は所在市(町村)長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

原災法第31条及び第32条の規定による。

身分証明書の様式については、原災法施行規則別記様式第8による。

第4節 原子力防災専門官との連携

市(町村)は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「対策拠点施設」という。)の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正に当たっては、原子力防災専門官と協議するものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市(町村)は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と

| | | |
|--|-------------------------------|---------------------------|
| <p>原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市（町村）と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>市（町村）は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p>その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を別表に定め、事業者及び関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>(2) 機動的な情報収集体制</p> <p>市（町村）は、機動的な情報収集活動を行うため、国及</p> | <p>情報収集先は指定地方公共機関等が想定される。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用）p3を参考</p> |
|--|-------------------------------|---------------------------|

| | | |
|--|--|--|
| <p>び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>市(町村)は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p> <p>市(町村)は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>市(町村)は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>市(町村)は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> | | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>市(町村)は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>市(町村)は、県の協力を得て応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設(事業所)に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>また、市(町村)は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。</p> <p><整備を行うべき資料の例></p> <p>① 原子力事業所に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者防災業務計画</p> <p>イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア 周辺地図</p> | <p>各機関の有している防災要員及び防災資機材についても情報も相互に把握しておくものとする。</p> <p>市町村、国、県その他防災関係機関の資料は、それぞれ整合性のあるものとする。</p> <p>国が対策拠点施設に備え付ける資料は、原災法施行規則第7条に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者防災業務計画 ・原子力事業所の施設の構造等を記載した書類 ・保安規定の写し ・原子力事業所の施設の配置図 <p>などである。</p> <p>市町村は、①の資料については、国が対策拠点施設</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急時被ばく医療施設に関する資料（1次医療施設、2次医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、</p> | <p>に備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。</p> <p>（i）原子力施設から半径〇k m以内の市町村別、方位別、距離別の世帯数と人口及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、入院患者などのいわゆる災害時要援護者の概要</p> <p>（ii）観光等の入込客の季節的な人口分布等</p> <p>（i）原子力施設から半径〇k m以内の幅員別道路図</p> <p>（ii）ヘリコプターの発着可能な場所、面積、発着可能機数</p> <p>（iii）原子力施設から半径〇k m以内の橋と重量制限</p> <p>（iv）原子力施設から半径〇k m以内の港湾と入港可能な船舶トン数</p> <p>（v）J R等の鉄道部門が有する防災計画で定める緊急時輸送力及び平常時の時刻表</p> <p>（vi）平常時の交通状況等</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|----------------------------|
| <p>搬送ルート及び手段等)</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p> <p>③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（過去○年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>④ 防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>イ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表</p> <p>⑥ 避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）</p> | <p>1次医療施設、2次医療施設とは、原子力災害対策指針でいう1次的な医療、2次的な医療を行うことができる施設をいう。</p> <p>平常時のバックグラウンド測定結果を過去数年にわたってまとめたもの等</p> <p>原子力施設から○km以内の水源地、上水場等飲料水供給施設状況等</p> | <p>整備しておくべきと考えられる資料を追記</p> |
|--|---|----------------------------|

| | | |
|---|--|---|
| <p>3. 通信手段・経路の多様化</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。</p> <p>①市町村防災行政無線の整備</p> <p>市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置市町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。なお、この場合、同報系にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。</p> <p>②災害に強い伝送路の構築</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>市（町村）は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④災害時優先電話等の活用</p> <p>市（町村）は、N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器に</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p5</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p5</p> |
|---|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| <p>については、その運用方法等について習熟しておくものとする。</p> <p>⑤通信輻輳時における対応</p> <p>市（町村）は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑥電源喪失時の対応</p> <p>市（町村）は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>市（町村）は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p6</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p5</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|---|---|
| <p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制</p> <p>市(町村)は、原災法10条(特定事象)及び原災法10条の可能性のある事故・故障発生時又はこれに準ずる事故・事象発生(警戒事象)発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>市(町村)は、特定事象又は警戒事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ現地に駐在する原子力防災専門官等と協議して職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市(町村)の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p> | <p>マニュアル等の作成にあたり、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官等と調整をするものとする。</p> <p>マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p22、35を参考</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p8</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p22、35を参考</p> |
|--|---|---|

| | | |
|--|---|----------------------|
| <p>2. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市（町村）長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、市（町村）は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、情報の入手及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>市（町村）は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するもの</p> | <p>① 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所</p> <p>原則として災害対策本部は市（町村）庁舎内又は対策拠点施設に、現地災害対策本部は対策拠点施設に設置するものとする。なお、市（町村）庁舎内に対策拠点施設がある場合は、災害対策本部が現地災害対策本部の性格を併せ持つことになる。</p> <p>② 職務権限</p> <p>本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領に定めておくこと。</p> <p>③ 参集配備体制</p> <p>参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市（町村）職員の居住地等の事情を踏まえ定めること。</p> | <p>必要と考えられる事項を追記</p> |
|--|---|----------------------|

| | | |
|---|---|---|
| <p>とする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市（町村）は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める少人数のグループ等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>また、市（町村）は、少人数のグループのメンバーとなる責任ある判断の行える者をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた作業グループを設け国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市（町村）はそれぞれの作業グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4. 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>市（町村）は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくもの</p> | <p>あらかじめ市（町村）長の委任を受けられる事項が明確な場合は、定めておくものとする。</p> <p>対応方針を定める少人数のグループとは、原子力災害合同対策協議会のメンバーで構成され、対応方針を決定するために、必要に応じて開催される少人数の会議に参加するものをいう。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用）p33を参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用）p8</p> |
|---|---|---|

とする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

市（町村）は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市（町村）は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7. 自衛隊派遣要請体制

市（町村）は、知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

| | | |
|--|---|------------------------|
| <p>8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市（町村）は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、市（町村）は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>9. 対策拠点施設</p> <p>（1）市（町村）は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、原子力規制委員会から意見を求められた場合は、意見を原子力規制委員会に提出するものとする。</p> <p>（2）市（町村）は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>10. モニタリング体制等</p> <p>市（町村）は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング</p> | <p>原子力事業所との緊急時における協力の内容等については、原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項がある場合には、協定等を締結しておくものとする。</p> <p>※所在市（町村）及び当該対策拠点施設の所在地を管轄する市（町村）のみ</p> | <p>防災基本計画（四次協議用）p9</p> |
|--|---|------------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>(以下「緊急時モニタリング」という。)への要員の派遣等の協力をを行うための体制を整備するものとする。</p> <p>11. 専門家の派遣要請手続き</p> <p>市(町村)は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の作成</p> <p>市(町村)は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域(PAZ)を含む市(町村)】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)を含む市(町村)】</p> <p>予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な非難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するも</p> | <p>「緊急時モニタリング」とは、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。</p> <p>原災法第10条第2項の規定による。</p> <p>手続きについては、原災法施行令第5条の規定による。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p13</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p13</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p13</p> |
|--|---|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>のとする。あわせて、避難先からの二次的な避難を避けるためには、計画範囲外の避難収容先を定める必要があるため、個別の市（町村）の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって市（町村）の間の調整を図るものとする。</p> <p>【共通】</p> <p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市（町村）は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。</p> <p>避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> | <p>市（町村）の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合には、周辺市町村においても避難所の整備に努めるものとする。</p> | <p>防災指針WG委員コメントを参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p14</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|---|--|
| <p>市（町村）は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市（町村）は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>（3）コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市（町村）は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>（1）市（町村）は、県の協力のもと、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者など、災害時要援護者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達するものとする。</p> <p>（2）市（町村）は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市（町村）は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者避難支援プラン等の整備に努めるものとする。</p> | <p>これらの設備は、原子力災害のためだけのものではなく、その他災害のためのものと兼用する形である。</p> <p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを参考とする。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用）p13、14を参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用）p13、14</p> <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p> |
|---|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>(3) 学校等施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 病院等医療機関の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 駅等の不特定多数の者が使用する、避難に際し配慮すべき施設等の管理者は、県及び市（町村）と連携し、あらかじめ職員役割分担、動員計画及び緊急時連絡体制、避難場所、経路、時期ならびに誘導等について定めておくものとする。</p> <p>4. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>市（町村）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> | | |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>5. 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>市（町村）は、県が策定する警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>6. 避難所・避難方法等の周知</p> <p>市（町村）は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市（町村）は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p> <p>第8節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>市（町村）は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地ま</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p40-41を参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p13</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p14</p> |
|---|--|--|

での先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2. 交通管理体制等の整備

市(町村)は、市(町村)の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第9節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市(町村)は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2. 消火活動用資機材等の整備

市(町村)は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

3. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市(町村)は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

「等」とは、バス、広報車等をいう。

| | | |
|--|--|--------------------------|
| <p>(2) 市(町村)は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> | | |
| <p>4. 物資の調達、供給活動</p> | | |
| <p>(1) 市(町村)は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> | | <p>防災基本計画(四次協議用) p17</p> |
| <p>(2) 市(町村)は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p> | | <p>防災基本計画(四次協議用) p18</p> |
| <p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> | | |
| <p>(1) 市(町村)は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくも</p> | | <p>防災基本計画(四次協議用) p14</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>のとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市町村防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 市(町村)は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 市(町村)は、コミュニティー放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> | <p>原子力災害の特殊性に鑑み、原子力施設の周辺の住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う必要がある。</p> <p>その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、ホームページ(インターネット)等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用を払うことが</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p8を参考</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p14</p> |
| <p>第11節 行政機関の退避計画及び業務継続計画の策定</p> <p>(1) 市(町村)は、庁舎が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先をあらかじめ決定し、退避計画をあらかじめ策定しておくものと</p> | <p>その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、ホームページ(インターネット)等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用を払うことが</p> | <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p> |

| | | |
|---|--|----------------------------|
| <p>する。</p> <p>(2) 市(町村)は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画(BCP)の策定に努めるものとする。</p> <p>第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>市(町村)は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難状況の確実な把握に向けて、市(町村)が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市(町村)の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること | <p>望ましい。また、視聴覚や言語等の理解能力に障害のある災害時要援護者に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、その障害を考慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p2、14</p> |
|---|--|----------------------------|

| | | |
|---|--|--|
| <p>⑤ 緊急時に、市（町村）、国及び県等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること</p> <p>第13節 防災業務関係者に対する研修</p> <p>市（町村）は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>① 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>② 原子力施設の概要に関すること</p> <p>③ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること</p> <p>⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>⑦ 緊急時に市（町村）、県及び国等が講じる対策の内容</p> <p>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩ その他緊急時対応に関すること</p> | | |
|---|--|--|

第 14 節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 市(町村)は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急時被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

(2) 市(町村)は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市(町村)が含まれる場合には、市町村は、住民避難及び住民に対する情報提供等市(町村)が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

チェックすべき項目については

- ①災害対策本部設置運営訓練では
 - ア. 職員の非常参集時間
 - イ. 担当職員不在の場合の代替措置
 - ウ. 通信手段の確保
 - エ. 必要な資料の準備状況 等
- ②住民避難訓練では

防災基本計画(四次協議用) p19

防災基本計画(四次協議用) p19

| | | |
|---|--|-----------------------------|
| <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>市(町村)は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>市(町村)は、原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>3. 実践的な訓練の工夫と事後評価</p> <p>市(町村)は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>市(町村)は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を</p> | <p>ア. 住民広報の状況</p> <p>イ. 住民への周知の徹底</p> <p>ウ. 災害時要援護者の対する措置状況</p> <p>エ. 住民の移送状況</p> <p>オ. 避難の確認作業の状況 等</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p19を参考</p> |
|---|--|-----------------------------|

明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市（町村）は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 15 節 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

飛行規制の状況・・・・・・・・略

第 16 節 災害復旧への備え

市（町村）は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

市（町村）地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（災害応急対策）

| 計 画 | 注 | 出典 |
|--|--|--------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> | <p>これら以外の場合とは、特定事象の発生には至らない場合であっても、これらの対策に準じて行う必要があると考えられる場合などである。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p23</p> |

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 特定事象等発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの警戒事象発生のお知らせがあった場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、市(町村)をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、関係機関等との連絡体制を確立することとされている。

②原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会情報連絡室から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとする。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、入院患者その他の災害時要援護者の早期避難準備を行うよう連絡することとされている。

③市(町村)は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 原子力事業者からの特定事象発生のお知らせがあった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又

指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。

防災基本計画(四次協議用) p23

| | | |
|---|--|--------------------------|
| <p>は発生の通報を受けた場合、15分以内を目途として、市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市（町村）は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市（町村）をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、県及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。</p> <p>③市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市（町</p> | <p>※関係周辺市（町村）への通報は、県から行うこととされている。</p> <p>通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとされている。これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。</p> <p>指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p23</p> |
|---|--|--------------------------|

村)をはじめ国、県に連絡することとされている。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者は、市(町村)をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
なお、市(町村)は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②市(町村)は、原子力規制委員会(原子力防災専門官を含む)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③市(町村)は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

※関係周辺市(町村)への連絡は、県から行うこととされている。

原則として、原子力事業者への問い合わせは、所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとしている。これは、問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。

現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて

| | | |
|--|---|--|
| <p>④（町村）及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤市（町村）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>（２）原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>①市（町村）は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>②市（町村）は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市（町村）が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市（町村）及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処</p> | <p>行うものとする。</p> <p>現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>市（町村）は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。</p> <p>また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1. 市（町村）の活動体制</p> <p>(1) 事故対策のための警戒態勢</p> <p>① 警戒態勢</p> <p>市（町村）は、特定事象又は警戒事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p> <p>② 情報の収集</p> <p>市（町村）は、特定事象又は警戒事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を</p> | <p>具体的な対処法に関しては、県及び市町村の通信系の整備状況等を踏まえて検討。</p> <p>第2章第5節「災害応急体制の整備」における検討結果等をもとに具体的に記載するものとする。</p> <p>事故対策本部の設置などが考えられる。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p35</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p35</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|---|--------------------------|
| <p>得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>市（町村）は、特定事象又は警戒事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市（町村）の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>⑤ 国等との情報の共有等</p> <p>市（町村）は、派遣された職員に対し、市（町村）が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>⑥ 警戒態勢の解除</p> <p>警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>※ 警戒態勢の解除基準・・・略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置等</p> <p>①市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市（町村）長が必要と認めた場合は、あらか</p> | <p>警戒態勢として事故対策本部を設置した場合におけるその解除基準（廃止基準）を例示すれば以下のようなものが考えられる。</p> <p>ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p24</p> |
|---|---|--------------------------|

| | | |
|---|---|--|
| <p>じめ定められた場所に市（町村）長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等 災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市（町村）は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> | <p>イ 災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>市（町村）が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>また、市（町村）は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3. 専門家の派遣要請</p> <p>市（町村）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>市（町村）は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>市（町村）は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>市（町村）長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について幹</p> | <p>緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|---|
| <p>旋を求めるものとする。</p> <p>市（町村）長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>5. 自衛隊の派遣要請等</p> <p>市（町村）長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。</p> <p>また、市（町村）長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請するものとする。</p> <p>6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</p> <p>市（町村）は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> | <p>原災法第28条第3項の規定により、読み替えて適用される災対法第29条第2項の規定による。</p> <p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第15条の規定による。</p> <p>原災法第28条第6項の規定による。</p> <p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第8条第3項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第16条の規定による。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p35</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p35、p40</p> |
|---|--|---|

| | | |
|---|--|-----------------------------|
| <p>市（町村）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>（１）防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>市（町村）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>（２）防護対策</p> <p>① 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 市（町村）は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。</p> <p>（３）防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p35-36</p> |
|---|--|-----------------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>基づき行うものとする。</p> <p>② 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市（町村）の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を現地災害対策本部に置くものとする。</p> <p>③ 市（町村）の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。</p> <p>④ 市（町村）は、応急対策活動を行う市（町村）の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑤ 市（町村）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>（1）市（町村）は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示に従い、PAZ発動の準備を行うとともに、原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）が発出された場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行い、住民等に対する屋内退避</p> | <p>放射線防護に係る基準は、原子力災害対策指針を参考に、防災業務内容等を考慮し、具体的に定めておくこと。</p> <p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|---|-----------|--|
| <p>又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は、必要に応じ、国及び県と連携し、広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づき、追加的な防護措置(計画的避難等)を行うものとする。</p> <p>(4) 避難対象区域を含む市(町村)は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、避難対象区域を含む市(町村)は、これらの情報について、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(5) 避難対象区域を含む市(町村)は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等</p> | <p>示。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p36</p> <p>防災基本計画(四次協議)</p> |
|---|-----------|--|

| | | |
|---|--|---------------|
| <p>の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(6) 市(町村)の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>(1) 市(町村)は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。</p> <p>(4) 市(町村)の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、</p> | <p>災害対策基本法第72条第1項の規定による。</p> <p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> | <p>用) p36</p> |
|---|--|---------------|

| | | |
|---|------------------------------|---|
| <p>県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。</p> <p>※ 屋内退避及び避難等に関する指標・・・（別紙5参照）</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市（町村）は、県と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理を支援するものとする。この際、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。</p> <p>(3) 避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> | <p>災害対策基本法第72条第1項の規定による。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用）p37</p> <p>防災基本計画（四次協議用）p37</p> <p>防災基本計画（四次協議用）p37</p> |
|---|------------------------------|---|

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| <p>3. 災害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、県及び関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者及び一次滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、確実な避難方法を確率して、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。生徒等を避難させた場合は、避難対象区域を含む市（町村）に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</p> <p>(4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。</p> | <p>市（町村）が管轄する学校等施設を対象とする。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p38</p> <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p> |
|--|-------------------------------|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>4. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>市（町村）は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地对策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>5. 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>（1）被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>（2）被災した市（町村）は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>（3）被災した市町村及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> | <p>原災法第28条第2項の規定により、読み替えて適用される災対法第63条にいう警戒区域をいう。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p40-41</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p45</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p45</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p45</p> |
|---|--|--|

第5節 飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 市(町村)は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、原子力災害対策指針の基準や、食品衛生法上の規制値を超えた場合には、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- (2) 市(町村)は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第6節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

避難対象区域を含む市(町村)は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送(PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の

緊急輸送の範囲を例示すれば、以下のようなものが考え

防災基本計画(四次協議用) p38

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| <p style="text-align: center;">輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ※ 緊急輸送の範囲・・・略</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>①避難対象区域を含む市(町村)は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>②避難対象区域を含む市(町村)は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、国、自衛隊、海上保安庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を</p> | <p>られる。</p> <p>① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>② 負傷者、避難者等</p> <p>③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー (国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等) 災害応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等) 及び必要とされる資機材</p> <p>④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、市(町村)の災害対策本部、市(町村)の現地災害対策本部等設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、県、〇〇県トラック協会、〇〇バス</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p34、41</p> |
|--|--|-----------------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>要請するものとするものとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>③避難対象区域を含む市（町村）は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>県警察及び避難対象区域を含む市（町村）道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1. 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市（町村）は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、</p> | <p>株式会社、日本通運㈱〇〇支店等との間で事前協議し、連絡手段、確保要請手段等を定めておくことが望ましい。</p> <p>なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整するものとする。</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>(3) 避難対象区域を含む市(町村)は、市(町村)内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>② 応援要請を行う消防機関の種別と人員</p> <p>③ 市町村への進入経路及び集結(待機)場所など</p> <p>2. 医療措置</p> <p>市(町村)は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時被ばく医療について協力するものとする。</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 市(町村)は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確</p> | <p>緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|--------------------------|
| <p>な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>※ 市(町村)の広報体制・・・・・・・・略</p> <p>※ 市(町村)が行う広報事項・・・・・・・・略</p> <p>(3) 市(町村)は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射能影響予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市(町村)が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供するものとする。なお、その際、心のケア(メンタルヘルス)及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 市(町村)は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動</p> | <p>できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いることとする。</p> <p>警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って市(町村)が行うべき広報事項を定めること。</p> <p>原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点を置いて簡単明瞭な表現とする。</p> <p>原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行うものとする。</p> <p>本部及び現地本部における報道機関対応責任者、本部プレスセンター及び現地プレスセンターの設置場所、市(町村)の広報実施体制等を定めておくものとする。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p38</p> |
|---|--|--------------------------|

| | | |
|---|--|--------------------------|
| <p>を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 市(町村)は、情報伝達に当たって、同報無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>市(町村)は、国、県及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。</p> <p>第9節 自発的支援の受入れ</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市(町村)は、適切に対応する。</p> <p>1. ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 市(町村)は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、</p> | <p>報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。</p> | <p>防災基本計画(四次協議用) p46</p> |
|---|--|--------------------------|

| | | |
|---|--|---|
| <p>ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>①被災した市（町村）は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>①義援金の使用については、市（町村）が県の協力のもと、十</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p46</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p47</p> |
|---|--|---|

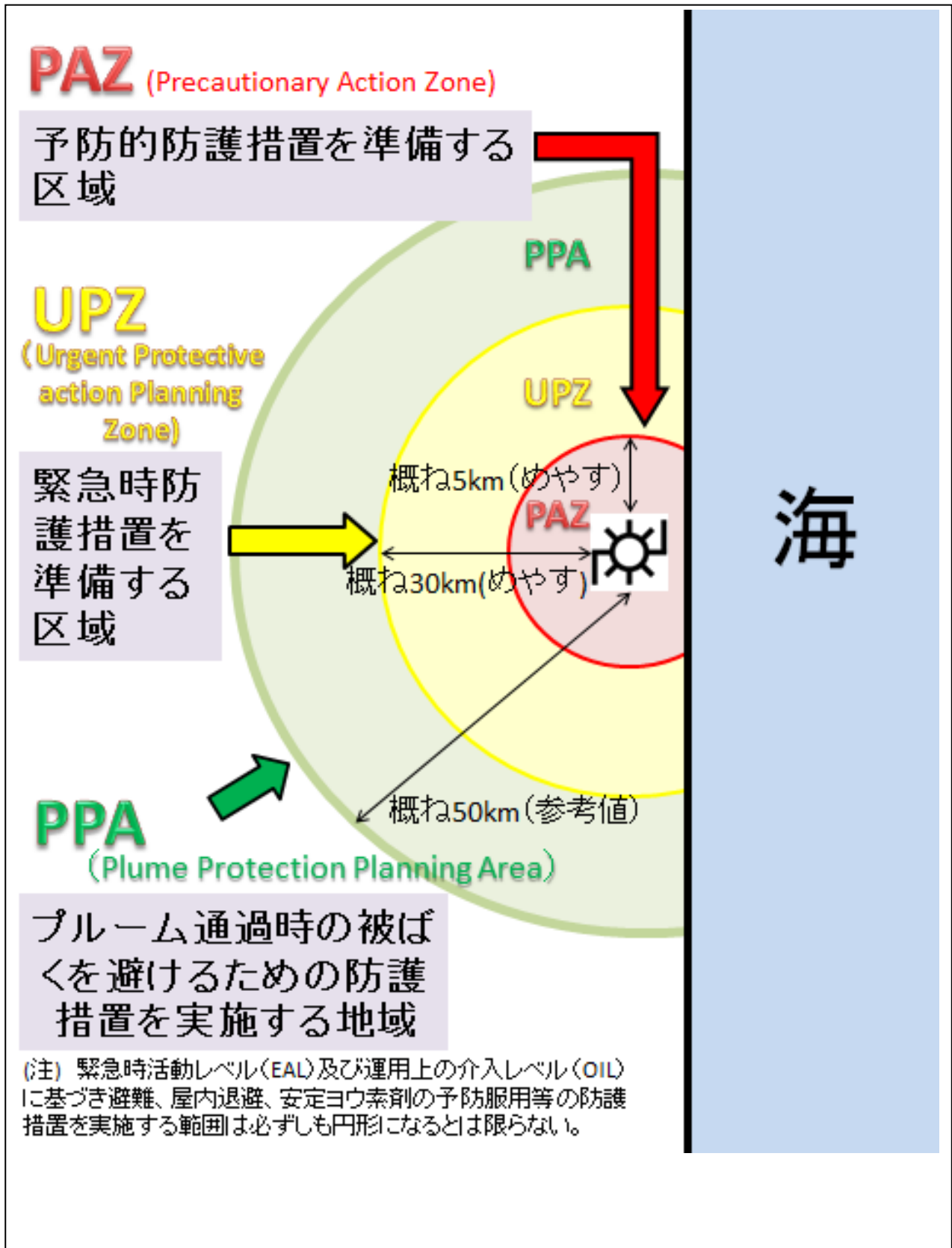
| | | |
|--|--|-------------------------|
| <p>分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第10節 行政機関の退避</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市(町村)は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> | | <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p> |
|--|--|-------------------------|

市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（災害復旧対策）

| 計 画 | 注 | 出典 |
|---|---|--------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧対策</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>本章は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>市（町村）は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域として、長期にわたって居住を制限する「帰宅困難区域」、引き続き避難を求める「居住制限区</p> | | <p>防災基本計画（四次協議用） p49</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>域」、住民の早期帰宅を目指す「避難指示解除準備区域」等の避難区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等</p> <p>市（町村）は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>市（町村）は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。 また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>第6節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1. 災害地域住民の記録</p> <p>市（町村）は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。</p> <p>2. 災害対策措置状況の記録</p> | <p>市（町村）は、原子力事業者等から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めるものとする。</p> <p>住民等からの原子力損害に係る賠償の請求等に関しては、市町村において円滑な事務が推進されるように、記録票等の様式をあらかじめ定めておくこと。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p50 関連計画の整備状況・動向等を反映</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p49</p> |
|---|---|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>市（町村）は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、必要に応じ原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第8節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第9節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>市（町村）は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うために関する相談に応じるための体制を整備するものとする。</p> | <p>国が行う被災中小企業等への支援として、国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行うこととされている。</p> <p>農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通することとされている。</p> | <p>防災基本計画（四次協議用） p50</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p50</p> |
|---|---|---|



PAZとUPZの提案範囲について

IAEAの安全指針GS-G-2.1(2007)「原子力又は放射線緊急事態に対する準備の整備」によれば、表1に示すように熱出力100万kW以上の実用発電炉におけるPAZ及びUPZの範囲として、PAZ:3~5km(5kmを推奨)、UPZ:5~30kmが提案されている。また、各々範囲の提案は工学的判断に拠ったとして、表2に示すような説明がなされている。

表 解3-1 PAZとUPZの提案範囲

| 施設 | PAZの半径 ^{注1,2,3} | UPZの半径 ^{注1,4} |
|---|--------------------------|-----------------------------|
| 脅威区分Ⅰの施設 | | |
| 出力>1000MW(th) | <u>3~5km</u> | <u>5~30km</u> ^{注5} |
| 出力 100~1000MW(th) | 0.5~3km | 5~30km ^{注5} |
| $A/D_2 \geq 10^5$ ^{注6} | 3~5km | 5~30km ^{注5} |
| $A/D_2 \geq 10^4 \sim 10^5$ ^{注6} | 0.5~3km | 5~30km ^{注5} |
| 脅威区分Ⅱの施設 | | |
| 出力 10~100MW(th) | 設定しない | 0.5~5km |
| 出力 2~10MW(th) | | 0.5km |
| $A/D_2 \geq 10^5 \sim 10^4$ ^{注6} | | 0.5~5km |
| $A/D_2 \geq 10^2 \sim 10^5$ ^{注6} | | 0.5km |
| サイト境界の500m以内にある核分裂性物質 ^{注7} | | 0.5~1km |

注1 半径は、区域の境界を設定しなければならない施設からのおおよその距離である。適用に際して、2倍以上に変化しても差し支えない。詳細な安全解析により実証される場合には様々な距離が用いられる。

注2 提案された半径は、骨髄や肺への重篤な被ばく(2日間)により生命を脅かす線量レベルに達するおおよその距離である。最大半径5kmが推奨される。原子力緊急事態で用いられるソースタームは、オフサイトで重篤な確定的影響を及ぼすかもしれないような低い可能性の事故を想定している。

注3 半径はRASCAL3.0の計算モデルで行った計算を基に選択した。計算にあたり、平均的な気象条件、無降雨、地表面放出、グラウンドシャインによる48時間の被ばくを仮定する。48時間、外にいた人の被ばく線量の中央値を計算する。

注4 提案された半径は、吸入・クラウドシャイン・グラウンドシャインによる実効線量の48時間での合計が避難に対する一般的介入レベル(GIL)の1~10倍を超えないおおよその距離である。

注5 5~30kmの中間の距離は、サイト特有の解析によって支持されれば、妥当と考えられる。

注6 インベントリーの10%が大気に放出されたものである。

注7 半径500mは、避難のGILを超える距離である。臨界物質(核分裂物質)を所蔵する建屋は、十分な遮へいがなく、臨界により 10^{19} 回の核分裂が起こるとの仮定に基づく。これは、ガンマ線と中性子線からの外部被ばくによる線量で、RASCAL3.0の計算モデルを用いて計算したものである。

(出典: IAEA GS-G-2.1 Appendix II TABLE8.)

表 1 各原子力施設の種類のEPZのめやす

| 施設の種類の | | EPZのめやすの 距離（半径） |
|--|--|--------------------|
| 研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設 | | 約 8 ～ 1 0 km |
| 核燃料再処理施設 | | 約 5 km |
| 試験研究の用に供する原子炉施設 (50MW以下) | 熱出力 ≤ 1kW | 約 5 0 m |
| | 1kW < " ≤ 100kW | 約 1 0 0 m |
| | 100kW < " ≤ 10MW | 約 5 0 0 m |
| | 10MW < " ≤ 50MW | 約 1 5 0 0 m |
| | 特殊な施設条件等を有する施設 | 個別に決定(※ 1) |
| 加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設 | 核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を臨界量（※ 2）以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状（溶液状、粉末状、気体状）、不定性状（物理的・化学的工程）で取り扱う施設 ・濃縮度 5 %以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設 | 約 5 0 0 m |
| | それ以外の施設 | 約 5 0 m |
| 廃棄施設 | | 約 5 0 m |

※ 1 : 特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離

日本原子力研究開発機構 J R R - 4 約 1 0 0 0 m

日本原子力研究開発機構 H T T R 約 2 0 0 m

日本原子力研究開発機構 F C A 約 1 5 0 m

東芝 N C A 約 1 0 0 m

※ 2 : 臨界量は、水反射体付き均一 UO_2F_2 又は $Pu(NO_3)_4$ 水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

ウラン（濃縮度 5 %以上） 700g-²³⁵U

ウラン（濃縮度 5 %未満） 1200g-²³⁵U

プルトニウム 450g-²³⁹Pu

放射性物質又は放射線の放出形態

原子力防災計画の立案あるいは充実を図るに当たって基本となる、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は以下のとおりである。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出の形態は、施設の特性或事故の形態により異なるものであり、対象とするそれぞれの施設等に応じた原子力防災計画の立案が必要である。

① 原子炉施設等で想定される放出形態

原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

② 核燃料施設で想定される放出形態

(イ) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記①と同様にプルームとなって放出、拡散されるが、爆発等により、フィルタを通さずに放出され、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルタを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

(ロ) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が重要となる。

施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件にもよるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べ極めて少ない。

なお、原子力施設から液体状の放射性物質の流出があったとしても、多数の障壁や大きな希釈効果によって、周辺環境に重大な影響を及ぼすような流出の可能性はほとんど考えられない。

屋内退避及び避難等に関する指標

| 予測線量（単位：mSv） | | 防護対策の内容 |
|--------------|---|---|
| 外部被ばくによる実効線量 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 | |
| 10～50 | 100～500 | <p>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</p> <p>ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。</p> |
| 50以上 | 500以上 | <p>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</p> |

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。